

情報通信審議会 電気通信事業政策部会 電話網移行円滑化委員会（第26回）議事録

1. 日時 平成28年1月20日（金） 9：58～10：53

2. 場所 総務省8階 第1特別会議室

3. 出席者

① 電話網移行円滑化委員会構成員

山内 弘隆 主査、相田 仁 主査代理、池田 千鶴 委員、内田 真人 委員、
北 俊一 委員、酒井 善則 委員、関口 博正 委員、長田 三紀 委員、三友 仁
志 委員（以上、9名）

③ 総務省

富永総合通信基盤局長、巻口電気通信事業部長、竹村事業政策課長、安東事業政策
課調査官、堀内事業政策課企画官、影井事業政策課課長補佐、宮野事業政策課課長
補佐、藤野料金サービス課長、内藤料金サービス課企画官、柳迫料金サービス課課
長補佐、荻原電気通信技術システム課長、杵浦電気通信技術システム課課長補佐、
廣重番号企画室長、神田番号企画室課長補佐、三田データ通信課長、徳光消費者行
政第一課長、湯本消費者行政第二課長

4. 議題

- (1) 報告書骨子案について
- (2) その他

○山内主査 おはようございます。若干時間が早いんですけども、これから開始したいと思います。お忙しいところ、お集まりいただきまして、ありがとうございます。ただいまから情報通信審議会電気通信事業政策部会電話網移行円滑化委員会の第26回の会合を開催いたします。

本日の出欠状況でございますけれども、石井委員、大谷委員、岡田委員が欠席となっております。

それでは、まず配付資料の確認について、事務局からお願いしたいと思います。

○影井事業政策課補佐 配付資料の確認をいたします。

議事次第に記載しておりますとおり、本日の資料は、資料26-1、26-2、参考資料26-1の計3点となっております。過不足等ありましたら、事務局までお知らせください。

なお、本日も、恐れ入りますが、会場備えつけのマイクが不具合のため、ワイヤレスマイクを使用しております。お手数ですが、ハウリング防止のため、ご発言の後にはスイッチをお切りいただくよう、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○山内主査 ありがとうございます。

それでは、議事に入りますけれども、本日の議題は、報告書（案）についてということでございます。

内容について、後ほど事務局からご説明いただきますけれども、前回の委員会で大変活発なご議論いただきまして、修正意見等ございましたので、前回の報告書（案）に、そのご意見を反映した形での修正を加えていただきました。

それから、前回の骨子（案）では、「おわりに」という部分がまだなかったんですけども、フォローアップ等を含めまして、この「おわりに」の部分を追記をしていただきまして、本日、報告書（案）として取りまとめで資料にさせていただいております。

では、これ、議論を始める前に、本日の進め方として、まず、前回の委員会で、接続協議における情報開示についてということでご発言がございました。これをまず事務局からご説明いただいて、少し議論して、その後に今の報告書（案）について、その修正部分等を中心にご説明いただいた後で議論ということにさせていただこうと思います。

それでは、最初に、接続協議における情報開示について、これを事務局から簡単にご

説明をお願いいたします。

○柳迫料金サービス課補佐　それでは、参考資料26-1、接続協議における情報開示について、ご紹介させていただきます。

こちらの資料につきましては、そもそも優先パケット識別機能及び優先パケットルーティング伝送機能の接続協議において、協議に要した期間が要望事業者さん側であるソフトバンクさんからは7年で、NTT地域会社さんからは5年というふうに長期にわたったという背景もございます。実際、この協議に当たって、情報開示という面で、例えば、要望事業者さん側のほうで、こういった情報がなかったので協議に困ったというような事例を収集しまして、それをNTT地域会社さんにお考えを示していただくという形でまとめたものでございます。

資料の構成としましては、最初の1ページから3ページまでがソフトバンクさんの意見でございます。4ページから6ページまでが、それに対するNTT地域会社さんの考え方でございます。

実際、この資料を見ますと、NTT地域会社さんの考え方のところにソフトバンクさんの意見が書かれていますので、資料につきましては5ページからソフトバンクさんの意見とNTT地域会社さんの考え方をそれぞれご紹介させていただければと思います。

内容がちょっとテクニカルで、わかりにくいところはあると思いますので、ポイントを絞ってご紹介させていただきます。

5ページをお開きください。まず、ソフトバンクさんが接続協議の中で困った点の1点目としまして、今回、優先パケット識別機能を要望するに当たって、この機能が収容ルータで実現しているということが事前にわかってなかったために、費用負担の協議をするときに、収容ルータのどこの部分のコストを負担しなければならないのかという点で追加の協議が発生し、協議におくれが生じたという意見でございます。

右側のNTT地域会社さんのお考えとしましては、最初にコストの概算を示したことで、平成25年度から要望事業者さんが設定した帯域を超えた場合の優先パケットというのは収容ルータでベストエフォートにマークダウンするなどの説明を実施していると回答しております。両者において行き違いがあるところではございますけど、ただ、こうした行き違いがあった結果、収容ルータのコストの範囲を特定するに当たり、追加の協議が必要となり、結果的に時間がかかったという事実はございます。

2点目が、ソフトバンクさんによると、収容ルータの帯域設計方針について、NTT

地域会社さんから提示を求められたという事例です。結局、NGNというのは優先パケットとベストエフォートパケットが流れておりまして、収容ルータで設定している帯域を超えるパケットを流そうとすると、ほかのサービスにも影響を及ぼすということで、実際、どのくらいのパケットを流すのかという概算値を示してほしいとNTT地域会社さんから求められたとのことでした。

それに加えて、この収容ルータをソフトバンクさん以外も使用する状況下において、ほかの事業者さんがどのくらいのパケットを使っているかという情報がわからない中で、全体の設定帯域を超えないようなパケットの帯域設計方針を示してほしいとNTT地域会社さんから求められたということで、ソフトバンクさんとしては回答できなくて困ったという意見でございます。

これに対してNTT地域会社さんのお考えは、帯域設計方針をどうするかというのは、NTT地域会社さんの中で判断する話であって、要望事業者さんに対して、全体の帯域設計方針を示すように求めることはなく、今回の接続協議においても、ソフトバンクさんにそのような提示を求めたことはありませんと回答しております。こちらが接続協議で求められたことと実際に求めたことが両者において行き違いがございます。

次に、6ページをお開きください。3点目でございます。

こちらにつきましては、実際に接続点、POIを増設要望するときに、そもそもNGNの設備構成が十分に開示されてないと、どこに追加のPOIを増設要望を出していいか判断できないという意見でございます。こちらについては、既に中継ルータが各県に設置されているという情報がオープンになっていますので、問題は解決されているものの、この点につきましてもNTT地域会社さんからは、そもそも中継ルータの設置場所について開示を求められていないとの回答で、こちらについても両者で行き違いになっております。

4点目が最後の意見になります。今回、優先パケット識別機能及び優先パケットルーティング伝送機能を要望するに当たって2パターンの方式がございました。SIPサーバを使って帯域確保をして優先パケットを流すという方式と、SIPサーバを使わずに帯域確保をせずに優先パケットを流すという方式の2つでございます。要望事業者側のソフトバンクさんによると、当初、両方の方式を検討しており、SIPサーバを使った方式を検討するに当たっては、SIPの信号情報が必要でしたので、NTT地域会社さんに情報開示を求めたものの回答がなかったということで、結局、SIPサーバを使

った方式の検討ができなかったという意見でございます。NTT地域会社さんからは、そもそもソフトバンクさんからそのような情報開示の依頼を受けていないとの回答で、こちらも両者の見解が行き違いとなっております。NTT地域会社さんのお考えとして、こういったS I Pサーバの連携というものは双方でちゃんと協議を進めていかないとはいけないもので、「双方向の情報開示と事業者間での真摯な協議が必要と考えています。」という意見でございます。

以上の行き違いがある中で、5ページに戻っていただきまして、現在、情報開示告示に基づき、NTT地域会社さんからインターフェースとかプロトコルの情報は開示されています。ただ、どういった機能を利用するかという個別協議の中では、これ以外の情報が必要になるということもございますので、2ポツ目にありますように、NTT地域会社さんとしても、今後は協議に当たって、「接続に必要な情報の開示には可能な限り取り組む考えです。」というお考えが示されております。

また、今回の接続協議の件は、双方が言った言わないみたいな話になっていまして、いろいろお話を聞いておりますと、当初は、書面のやりとりもしていなかったということもありましたので、ここに書いておりますように、「今後も双方の行き違い等により協議が停滞することがないように、双方がドキュメントでの確認を徹底するなど、円滑な協議の実現に努める考えです。」というように、NTT地域会社さんからも、今後の進め方について前向きな姿勢が示されております。

今回の件は、接続協議が難航していたということで、最終的には総務省側も間に入って、任意で双方の言い分を聞きながら、円滑な協議を推進していきました。今後も事業者間協議については、まずは当事者で取り組んでいただきますが、協議が調わなかった場合は、最終的には裁定制度を利用するという手もありますけど、総務省としても、その前段階として、任意でしっかりと双方の言い分を聞きながら、協議が円滑に進むように推進してまいりたいと思います。

説明は以上でございます。

○山内主査　　どうもありがとうございました。

この件について、ご意見、ご質問等を伺います。内田委員、どうぞ。

○内田委員　　ありがとうございました。この件、私のほうから言い出したことかなというふうに思いますので、ちょっとコメントさせていただきたいと思います。

そもそも情報開示に関する制度の適切さを検証する上では、こういう接続協議が難航

したことの実態を把握して、その理由を確認していかなければならないだろうというふうに思いまして、そして、このヒアリング調査をお願いしたわけですが、もしも、この制度的な観点から不十分さが何がしかあって、それによって情報開示の円滑さが失われているのであったら見直しも必要だろうと、そういうふうに思っていたわけですが、今回のこのご説明、ヒアリング調査の結果を見せていただいた限りでは、制度が全くなかったというよりは、どちらかというと機能していなかったというような印象を受けました。むしろ、そういうような詳細な部分では改善の余地はあるでしょうけれども、実質的な意味では制度は整っていて、ある程度は、この情報開示告示の内容で技術的には足りている部分もあったんですけども、足りない部分もあったかもしれないと。致命的には不足していないけれども、個別事案に関しては、より詳細な情報が必要になってくることもあるだろうというふうに思いました。

そういった、情報はある程度は開示されていたんですけども、この手続や運用の仕方が問題であって、あるいは、この要求されたことや要望されたことがうまく正確に情報共有できていなくて、また、その理解も不十分だったりとか、あるいは意思の疎通ができていなかったりとか、そういうような形で、どちらかというと環境のほうを整っていなかったのかなというふうに思いました。そうした結果、こういった、この資料にあるように、言った言わないというような形になってしまったのかなというふうに私は理解しました。要するに、コミュニケーションの不具合があったということが長期化の原因になったということの、そういった共通認識を持つことが重要なのかなということで、建設的に、今後、議論していけばいいだろうというふうに思いました。

そういう意味でいうと、先ほどご説明ありましたように、NTTの資料にあるように、今後も双方の行き違い等により協議が停滞することがないように、ドキュメントの確認を徹底するなど、円滑な協議の実現に努めるということが重要なのかなというふうに思います。

逆に言うと、そういうための環境づくりが先決であって、今回のような個別の事例の特殊性といいますか、テクニカルに非常に特殊なことに強く依存するような形で一般化して議論をしてしまうと、その特殊性にオーバーフィットしちゃうのかなというふうな懸念もありますので、あまりそういうことがないようにはしなきゃいけないだろうと。

あとは、協議は原則として当事者間で行われたほうがいいとは思いますが、先ほどおっしゃったように、行政側が第三者として入って間を取り持つということも必

要なのかなというふうに思いました。

網機能提供計画の届出対象に、このS I Pサーバやルータを入れるということに仮になっただとしても、提供事業者、それから要望事業者の双方にとってのサービスに支障がないような形で、その仕組みというものを考えていく必要があると思います。シンプルに入れればいいという、そういう話ではないだろうというふうに思います。

そうですね。そういった意味で、今回、こういったヒアリング調査を一般に公開されたというのは、どういう実態だったのかということがわかったということは非常に有意義だったんじゃないかなというふうに思ひまして、まさにこれから、この過去の経緯を踏まえつつ議論をスタートしていくのかなというふうに思いました。

以上です。

○山内主査　ありがとうございました。

ほかにご意見。池田委員、どうぞ。

○池田委員　私もこの接続交渉について関心を持っていたので、双方の言い分について取りまとめていただきまして、ありがとうございました。

情報開示について、双方、NTTとしても要望があれば可能な限り取り組む考えということですが、この双方の言い分を聞いていると、情報開示についての要望があったかどうかで、多分、認識の違いがあり、開示してもらえなかった、あるいはそもそも要望がないから開示しなかったという形で、また要望があったかなかったかが争いになっています。接続交渉についても具体的な要望があるかどうかで遅延の原因になっていますし、それから情報開示についても、そういう要望があったかなかったかで、また遅延の原因になっているように思います。接続交渉というのは個別のテーラーメイドみたいな感じで、個々の案件に依存するようなこともあるでしょうけれども、もう少し何か類型化とか、一般化とか、あるいは円滑な交渉を進めるためには、まず事前にこういう情報が開示される必要があつて、その次に、またその具体的な交渉を進めていくに当たっては、次の段階としては、こういう情報が求められますみたいなことが類型化できるところはあったほうがいいのではないかなという印象を持ちました。

それから、スライド5のところのブルーの囲みのところの4つ目のポツで、NTTさんの言い分としては、ルータやS I PサーバなどのNGN設備が網機能提供計画の届出対象でなかったということが進展の妨げの原因ではないというご主張ですけれども、今回の委員会の報告書では、28ページのところで、今後、接続約款が定まってから情報

開示をすると円滑な接続を図る上で適当でないので、網機能提供計画の届出対象にして公表される必要があるという整理になっているわけですが、この点については、前回、藤野課長から、使いたい人が、接続事業者が使いたいという要望も反映して、ルータとかS I Pサーバの網機能、網改造料とか、そういう料金が発生しない形でやるのが良いのではないかと趣旨で、この網機能提供計画の届出対象にするのが良いのではないかと趣旨を説明いただきましたが、私もその趣旨に賛同します。

このスライド5では、網機能提供計画の届出対象にすることは良い方法ではないという印象を受けたので、NTTさんの主張に対する委員会としての考え方、あるいは事務局としての考え方を整理いただくと助かります。

○山内主査 事務局のほうで。

○藤野料金サービス課長 どうもありがとうございます。

今般のソフトバンクとNTTのやりとりでも言われているのは、NTT側は標準的な接続箇所・インターフェース条件等について、ある程度示していますよという話ですよ。ソフトバンクのほうで、いろいろわからなかったと言っていることの1つは、どの設備にどういう機能が対応していて、どこにその機能があるか。結局どこの設備の費用を負担する必要があるかということで、それが分かる情報が大事だということだと思います。そうすると、例えば、中継ルータの所在地については、こんなのわかっていたはずでしょうというのがNTTの意見で、そうなのかもしれないし、そこはわからないんですけども、いずれにしても、そういう設備構成というのが、ある程度はわかったほうが良いということあるのかなと思います。

今般、NGNの現在の機能等について、11月にNTTにもいろいろ開示していただいて、そういう中で、いろんな議論を前向きに進めるための一助になったらいいかなと思うんですけども、網機能提供計画というのは、設備に新しい機能を入れるときに、それを開示しましょうというものなので、これもあまり煩瑣な制度になったらいけないと思うので、やり方はいろいろ考えないといけないと思いますけれども、そういう設備と機能の対応等がわかりやすくなるような運用にできるような形でできないかなというふうに考えているところです。ありがとうございます。

○山内主査 よろしいですか。

ほかに。どうぞ。

○相田主査代理 ほとんど感想の世界になってしまうんですけど、これ、その昔、やは

りNTTさんが、NTT以外の電話事業者なんていうのが国内に存在するとも夢にも思わなかったところに、NTTさんが自分で設計したものを他事業者にも使っていただくために、IGS挿入したり、何とかかんとかというので非常に苦労したと。NGNは汎用のルータを使いますから、そんなことはないでしょう。同じものを他事業者さんでも買えますよという当時のご説明で、そんなもんかなとって始めてみたんですけども、やっぱりやってみると、汎用品にいろいろ、NTTさんとしてのカスタマイズが入っている。それがどう使われているのか、他事業者さんがわからないというようなことで、なかなか、こういうことが問題になったのかなというところで、形式的には、この網機能提供計画の届出云々ということになるんだと思うんですけども、やっぱりNGNができてから、それが第一種指定設備になったのか、そういうことでもって、いろんな経緯のことは置いておいて、今の段階で考えるということだと、やはりNTTさんがNGN等を設計、あるいはこれから公開していくに当たって、NTT利用部門と他事業者とが同等に、その網を使うことができるように考慮して設計等をしていただくという、そのスタートが一番大事なことなんじゃないかなというふうに、何となく、前から思っていることを、もう一遍繰り返させていただきました。

○山内主査 よろしいですか。

ほかに。

ありがとうございました。それでは、この問題については、今、ご意見いただきましたし、事務局のご回答もございましたので終了させていただいて、次の本題でございますが、報告書（案）についての議論に移りたいと思います。

これも先ほど申しましたけれども、修正、あるいは「おわりに」の部分を加えておりますけれども、まずは、特に修正点について中心に、事務局からご説明をいただきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○安東事業政策課調査官 それでは、資料に基づきまして、説明をさせていただきます。

前回、12日の委員会でご議論いただいた内容を、趣旨をおおむね反映した形で修正等をさせていただきます。

まず、3ページ目をご覧ください。上段に、メタル電話・メタルIP電話・光IP電話のサービス提供形態と競争環境の概念図、これはいつも各委員会の冒頭の資料につけているものを挿入させていただいております。

その直下のパラグラフ、「本報告書においては」の3行目でございますが、「メタルI

P電話利用者の移行を促す」ということで、メタルIP電話利用者側の視点にも着目した修正、またその直後に、「過度な負担発生を回避しながら」ということで、コストに配慮しながらというような視点、また、その下の行の、補完的措置が具体的にメタルIP電話やそのデータ通信サービスという意味での「メタルIP電話等」であることを明確化しております。

ここでメタルIP電話が初出になりますので、こちらも前回指摘ございましたが、どういったサービスであるかということを書き記しているところがございます。

続きまして、4ページ目でございますが、(1)、(2)として、利用者対応、事業者対応としておりました。この点について、事業者対応の各項目においても利用者に関する部分があるという指摘の中で、「主に」という点を(1)、(2)のタイトルの、その上につけさせていただいております。

続きまして、5ページ目の⑤でございますが、4行目でございます。こちらが「接続事業者の顧客基盤の確保に配慮」という記述がございましたが、この点については配慮、審議会、行政としての配慮ではなくて、そういう主張があったという点を踏まえた整理というふうに修正をさせていただいております。

5ページ目の、その直下の個別項目の3ポツ目、利用者料金設定につきましては、これは「事業者の在り方」という記載でございますが、「について」というふうに修正をしているところがございます。

6ページ目をご覧ください。下段の2.1.2、具体的方向性、IP網への移行の意義でございますが、こちらは移行の意義の周知だけでなく、2025年ごろに中継交換機等の維持限界を迎えるという点もあわせて理解醸成を図っていくべきというご指摘を踏まえた追加を行っております。

続きまして、12ページ目、ユニバーサルサービスに関する考え方でございます。こちらにつきましては、さまざまご議論がございまして、1つ目のパラグラフにつきましては、現在のユニバーサルサービス制度の意義についての記載の追加、また、メタルIP電話が現在のアナログ電話のオプションとして位置づけられるという制度上の位置づけを明らかにしております。

また、下から2つ目のパラグラフ以降でございますが、アナログ電話と同様のサービスは、技術の進展等に伴い、光ファイバや無線を含む多様な手段で可能となっていると。他方で、提供条件などの同じ条件での提供が可能かどうかは必ずしも明らかではないと。

また、光 I P 電話での実例で、無線に関する言及、これを踏まえまして、前回の骨子（案）と同様、13 ページ目の上から 3 つ目のパラグラフですが、「そのため、これらの点を含め、今後のユニバーサルサービスについては、引き続き、論点を整理していくことが必要」というふうにさせていただいております。

また、最後のパラグラフで、今後のユニバーサルサービスとして確保されるべきものとして固定電話のコンセンサス以外に、どういうものがあり得るかというのを見極める、さらには需要面でのニーズやシーズを注意深く把握していく必要性について言及をさせていただいております。

続きまして、ページが飛びまして、28 ページ目でございます。

NGN の競争環境の整備のパラグラフでございますが、28 ページの一番下の（3）のタイトルを整理させていただいております。「接続制度に関する検討」の趣旨のタイトルでありましたが、「NGN のオープン化等の接続ルールの検討」と中身を明確化させていただいております。それに伴いまして、28 ページの一番下のパラグラフから 29 ページの一番上のパラグラフまで、情報通信行政・郵政行政審議会での要望、さらには注釈で書いておりました NGN との接続料金に関する意見募集を行っている事実を明記させていただいているところでございます。

続きまして、ページが飛びまして、40 ページをご覧ください。

番号ポータビリティに関しまして、委員のほうから、固定電話、片方向番号ポータビリティの現状に関連して、0120 番号など付加サービスの一部については双方向を実現している状況があるという点を注釈で付記すべきというご指摘ございましたので、注釈 84 で、その事実を付記させていただいているところでございます。

続きまして、43 ページ以降のマイライン機能・中継選択機能等の扱いという点でございますが、まず、46 ページのマイライン機能に関する考え方でございます。

こちらにつきましては、メタル I P 電話と光 I P 電話、それぞれに分けて整理をさせていただいております。記載の一部に根本的に読みづらい記載があるという指摘も踏まえた整理を図っております。46 ページの、まずマイライン機能の扱いというタイトルの 2 つ目のパラグラフ、「メタル I P 電話に関しては」ということで、これまでヒアリングを行っておりました中で出ました①メタル I P 電話の通話サービス卸、②現在の加入者交換機の一定期間継続提供、これについては、前回、骨子（案）と同様に、事業者間協議をしながら検討を進めていくということを書いてございます。

47ページの上から4段目のパラグラフ、「また、光IP電話に関しては」ということで、光IP電話について一括で整理をさせていただきまして、競争基盤の提供、事業者選択可能性を確保する手法として2案が考えられます。これらに関し、実効性をどう確保するか、今後、検討を進める必要があるといたしまして、骨子（案）のときに冒頭に書いておりました番号ポータビリティ、NGNの優先パケット識別機能等のアンバンドルを利用することで、ダイヤル桁数を変えずに、品質保証型0AB～J IP電話サービスを提供するという案、また、ヒアリングでも言及がありました光IP電話にマイライン機能を実装するという案の2案を列挙する形で整理を図らせていただいております。

続きまして、47ページの中継選択機能等の扱いでございますが、これに関しましては、まず46ページの上段の図の整理から入らせていただきました。こちらが前は00XY番号、0AB0番号で分類した表でございましたが、若干、表がわかりづらい。とりわけ00XY番号の表の中で、現在は中継電話というものと、00XY付加サービスと分類させていただいておりますが、この点が一緒くたに書かれていてわかりにくい。国際オペレーター通話などの00XY付加サービスについても、表の行を設けて整理をするようにというご指摘がありましたので、整理をし直しております。この整理に基づき、都合、1つ目は「00XY番号の中継電話」、2つ目は「00XY番号の付加サービス」、さらには3つ目に「0AB0番号という付加サービス」、この3つの番号の類型があることをご理解ください。

また、この表の中で右のほうの番号の指定状況の中で、一番下に指定番号数118という例を引き合いに出しまして、これが左側の0570プラス6桁のどういうところにかかって118かわからないというご指摘もございましたので、注釈により、上位3桁という点を明確化させていただいております。

この00XY番号中継電話機、00XY付加サービス、0AB～J付加サービス、この3つの分類につきまして、47ページ以降、メタルIP電話における3つの分類、光IP電話における3つの分類ということで、課題、考え方を整理させていただいているところでございます。

この点につきましては、それぞれ検討の視点を踏まえ、事業者間の協議を進めていくということ整理させていただいているところでございます。

48ページの、その中継選択電話の最後のパラグラフ、「IP網への移行に伴うこれらのサービスの扱いを踏まえ、電気通信番号の適正な利用の観点から、必要な規定を整備

するとともに、利用者への周知等についての検討を行うことが適当である」とまとめさせていただいているところでございます。

続きまして、固定発・携帯電話の利用者料金設定でございます。こちらは先ほどご紹介しましたとおり、まずタイトルについて、「事業者の在り方」を「について」というふうに整理をしているところでございます。

51ページをご覧ください。考え方の箇所でございますが、骨子（案）のときには、今の51ページの上から2つ目のパラ、「まず」というくだりが最後のパラグラフに位置づけられておりまして、委員会の考え方、協議、裁定という流れの後に、携帯電話事業者への注意喚起というふうになっておりましたので、ここが論理構成を明確化するという意味で、まず、この携帯電話事業者への注意喚起ということを「当面の取り組み」として行うという点を挙げた上で、事業者間協議、さらには困難な場合には裁定制度の活用を挙げております。また、その関連で、下から2つ目のパラグラフで、過去の裁定方針をなぞった上で、料金の設定を行う事業者について、利用者が選択できる形となっていることが望ましいという認識を明記させていただいて、こういう全体をひっくるめて、最後の2行ですが、「本件に関しては、そういった点も十分考慮しながら事業者間協議がなされることが望ましい」とまとめさせていただいて、論旨を明確化させていただきました。

最後に、58ページの「おわりに」でございますが、上段の5つのパラグラフまでは、前の報告書の大枠を整理、記載したものでございます。最後の6パラ目、7パラ目、8パラ目、下の3つのパラグラフにつきましては、事業者、行政の取り組み、本委員会のフォローアップ及び2次答申に向けた具体的な移行工程・スケジュール等の検討・整理について、その必要性を記載しているところでございます。

以上、主な点でございますが、前回の各委員のご意見をおおむね踏まえた形での修正とさせていただいているところでございます。

以上です。

○山内主査　　どうもありがとうございました。

前回、いろいろご意見いただきまして、大変熱心なご議論だったと思いますけれども、ご指摘の点は事務局において、私の見方で、ほぼ受け入れていただいたんではないかというふうに思っております。

その上で、今日、この案についてご議論いただくわけですが、どなたでも結構

でございますので、何かご意見、あるいはご感想でも結構でございます。ご要請があれば、お願いしたいと思います。

お願いいたします。

○酒井委員　　前回、私、欠席いたしましたので、トーンとしては、こういう感じかなと思っております。

ただ、技術屋の感想で言いますと、もともと、いろんなアクセス系や何かの通信の媒体というのは、当分の間、メタル、ファイバ、電波、この3つだろうと思います。メタルは技術開発なんか、あまりやっていませんから、そのうち消えていくんだろうと思いますが、このトーンでは、メタルからファイバというのが非常に多くなっているんですが、やっぱり最終的にはメタルとファイバと電波。電波のほうも、ガンガン、5Gなんか速度が上がってきますので、確かに経営形態がいろいろ複雑だという話がありますが、NTTはドコモと分かれているということで、最終的には個々の点で、いつも一番いい解を求めるという可能性がありますので、あまりメタルがみんなファイバに行くというよりは、もしかすると、ある程度残って、そこから電波に行くという可能性、こう書いてありますので、問題ないと思えますけれども、そういう形になったらいいかなと思います。

それから、やっぱり自分でもやっていて、しがらみというやつが結構ありまして、もともと一番大きなしがらみは、電話網というのはもともとアナログでつくったんですけども、このところで、データのモデムとか、ファクスとか、みんな通信できるような技術が開発された。それから、メタルのところではISDNができて、普通の電話網よりはるかに効率よく使うようになった。そういうところで、中が全部デジタルになったにもかかわらず、私ども、例えば、ファクスなんかは、中がデジタルになったら、みんなデジタルファクスになるだろうと思ったら、ちっともならず、昔のファクスがずっと残っております。ですから、そういうしがらみがありまして、結局、IP化するときも、やっぱりIPになったら、もうこの辺は全部IPでやればいいんじゃないかと思っただけですけども、やっぱり皆さん使っているんで残さざるを得ないということで、ファクスとかモデムも残るようになっていると思います。ISDNに関しては、さすがにそろそろやめるという方向になっているということですが、そういったしがらみがいろいろあるので、移行過程のしがらみを、いつもどう解決するかというのが、こういうところのポイントかなと思いました。

もっと言うと、この過程で、本来、インターネットというのは、あまりいろんな制約、これは内田先生のほうが詳しいと思いますけれども、ベストエフォートで、あまり制約を加えなかったのに、やれ優先制御をやったとか、帯域を確保するだとか、あるいは信頼性を上げてとか、NGNに至るに上がって、随分いろいろ制約を加えております。ですが、これがまた最終回かという、ちょっとわからないんで、今、ソフトウェア・DEFINED・ネットワークとか、いろいろ開発が進んでおりますので、もしかすると、何年かたったときには、今のNGNは最終解じゃなくて、また次があるかもしれないので、そういった可能性も残しながら、今の時点でこういう形でいくけど、また次になったら、どうなるかわからないという余地を残しておかないと、あんまり全部決めつけちゃうと、またそうならなかったらどうというふうに言われちゃう可能性もありますので、そういう意味では、結構、多少、そういう可能性を残しておりますし、ある程度、5年も10年もたったら、変わっても仕方がないので、今の現在としては、こういう感じかなと思いました。

以上です。

○山内主査　ありがとうございます。

ほかにご発言ございますか。

じゃあ、長田委員、どうぞ。

○長田委員　ありがとうございます。

前回、IPの世界のすてきなことだけじゃなく、現実もきちんと書いていただきたいということでお願いしたのを文章化していただきましたので、よかったですと思います。

そして今回、これから電話網が移行していく中で、いろんな課題があるのだということが、ここにぎゅっと入っている報告書ができたというふうに思っております。第2次の、より具体的なスケジュールの話の議論をされる前に、ぜひ一般の利用者、この間も申しあげましたけれども、まだ何も意識していない利用者の皆さんにも、ぜひ何か、いろんな場で周知を図るといふか、今後どういう世界を求めていくのかという、なかなか具体的、確たるイメージないと思うんですね。先ほどお話出していたように、無線でいいんじゃないのとか、いや、もっとすごくミニマムなものがユニバでいいんじゃないかとかって、いろんな議論あると思うんですけど、そういうものの議論に参加するに当たっても、きちんと技術的なことも含めて理解をしていく必要があると思いますので、この報告書、取りまとめましたら、ぜひいろんなところで説明をしていただければいい

などと思います。

以上です。

○山内主査 ありがとうございます。

ほかに。じゃあ、北委員、どうぞ。

○北委員 ご説明ありがとうございます。

前回、結構いろいろコメントいたしまして、ほぼほぼ、ご対応いただけたのではないかと思います。欲を言えば、ユニバのところ結局同じ、引き続きということになっておりますが、その内容として、何を明らかにしていくのかというところがかなり詳しく書き込まれたという点で、よかったと思います。

先ほどの酒井先生のご意見同様、12ページにも書かれておりますが、技術の進展等に伴い、光ファイバや無線を含む多様な手段が可能になってきています。特に無線の技術革新というのは非常に速い。世界的に今、5Gに注目が集まっています。注目が集まるということはカネが集まるということですから、技術革新のペースも速い。今回、メタルIP、そして光IPという、メインストリームを描けたんだと思いますが、場合によっては一足飛びに行くということも、この10年の間には、そういう変化もあるかもしれません。

それと、みんなわかっていて触れてないことが1つあるんですが、メタルの撤去費用のことです。いろいろな方から意見を聞くと、兆単位でかかるという話もあります。メタルも物理的に朽ち果てていくはずですが、では放置していいのかというと、そうはいかない。撤去費用をどうするんだと。引き直すということは考えにくいですし、回収した銅を売ったらすごい金額になるといううわさもあります。そういった議論を避けて、ツケを将来に回さずに、できるだけ早い時点から、トータルのコスト、短期的に費用がかかろうとも10年、20年の単位で見たときにどういう方法をとるのが最もコストミニマムなのか、効率的なのかということも、今後は避けて議論していかなければならないと思います。ただ、今回の報告書の中にそれを入れ込むのは非常に難しいと思いますので、また次の機会になってくるんだと思います。

以上です。

○山内主査 ありがとうございます。

ほかに。三友委員、どうぞ。

○三友委員 ありがとうございます。

前回のコメントは反映されていると思います。

改めて報告書の案を読ませていただきまして、利用者にとって何が起こるのかということが、やっぱり一番大事なんだろうと思います。基本的にメタルがメタル I Pになったからといって特に変わるものではありませんが、利用者がその利益、便益を受ける可能性があるのは料金の面だと思うんですね。1つは、距離によらない料金というのが導入される可能性がある。それともう一つは、固定発・携带着の料金が、I P電話ということになれば、発側に料金設定の権利があるということですので、そうすると、今、非常に高止まっている携带着の料金が下がる可能性が見えてくるわけです。料金に関しては、特に固定発・携帯の料金に関しては事業者間の協議に委ねることが原則のようですけども、やはりただ単に委ねて、傍観しているようなことではなくて、利用者のそういった面での利益、便益がより形成されるような方向に、政策的に少し積極的にプッシュしていくべきだと思います。そういう心構えを書くのは難しいかもしれませんが、そういうメッセージがどこかに入っているとよかったという感想を持ちました。

以上です。

○山内主査 関口委員、どうぞ。

○関口委員 いろいろ精力的に事務局も動いてくださって、どうもありがとうございます。

加入電話については、事務用と住宅用と2段階で進めてきたわけですけども、NTTさん、当初はユーザーにとっては気がつかないうちにみたいな形で淡々といけるんだということのようだったんですけども、ふたをあけてみたら、特に事務用のほうでINS64という非常に完成度の高いというか、高過ぎるというか、よくわからないけど、いまだに多くのユーザーが現実的に使ってらっしゃるサービスについて切りかえが必要になってくるということについて、NTT東西も通信の秘密があるということで、利用状況の実態についてはほとんどご存じなかったというのが1つネックになっていたのが、今回、非常に精力的にキャッチアップをしていただいて、さまざまな事業体においてI P化は、ちょっと困るところについても、いろんな対応で、いい方向に進めていることは、とてもよかったことだというふうに思っています。

ただ、この最後のところに書いてありますように、まだまだ、これから移行スケジュールも具体的に見えてきてないという中で、最終の完成点が、とりあえず2025年で

メタルIPが完了するという予定のようですけれども、そこまでのスケジュール、あるいはどういう形で移行を面的に完成させていくのか等が、ここではまだ明らかにされておきませんので、また新年度に入ってから、同じメンバーなのかどうか知りませんが、そういったことについて、もう少し具体的な話をこれから詰めるということで、やってみると、またいろんなことが出てくると思うんですね。

それと、今回、事住のほうでエネルギーを注いでいるし、ほかにもいろいろやっていますけれども、第一種公衆電話をどうするかだとか、信号機をどうするか、まだまだ手つかずに等しいところがいろいろあると思いますので、これからまた新年度に向けて、新しい2次答申に向けて、もし可能であればご協力を申し上げたいというふうに思います。

○山内主査　ありがとうございます。

お2人、内田さんと池田さん、何かありますか。

○内田委員　ご指名いただきましたので、少しだけ、じゃあ、コメントを。

ほんとうに細かい点なんですけれども、前回、私が発言させていただいたことについてもお答えいただきまして、ありがとうございました。

3ページ目のところでも、「過度な負担発生を回避しながら」ということを加えていただきまして、この点は主語がちょっと明確じゃないですけど、利用者と事業者と双方にとってというふうに解釈しております。それから……。そうですね。そのぐらいかなとは思いますが。

全体を通してなんですけれども、先ほど酒井先生がおっしゃったように、今回はあくまでも現時点での取りまとめだということで、将来どうなってくるかもわからないので、これで決め打ちするようなことはないようにということは留意しなきゃいけないかなというふうには思っています。

結局、これまでは割りかしシンプルな世界で割り切れているところが多かったんですけれども、今後はよりネットワークの構成なんか複雑になっていって、事業者のこの相互の連携がより重要になってくるのかなんていうふうに思っています。

例えば、先ほどの情報開示の件もそうですし、あるいはPOIビルの管理だとか、あるいは先ほどのネットワークの仮想化ですとか、そういったことがあると、よりこの事業者単体では対応することができなくなっていって、連携がどうしても必要になってくるということですので、そういったところを今後はより意識として強く持っていく必要があるのかなというふうに思っています。

ちょっと感想めいたことになっちゃいましたけれども、以上です。

○山内主査 ありがとうございます。

じゃあ、ご感想を。

○池田委員 ありがとうございます。

感想ですが、繋ぐ機能のワーキングに参加してしまして、接続のルール面で、かつての接続のルールが、新しい技術においてもそれが使えるのかということ、必要性とかも含めて検討すべきではないかという観点から、引き続き使えるものは使って、足りないものは付け加えていくという方向性だったかと思えます。

他方で、酒井先生や内田先生もおっしゃっておられますように、技術の進歩というのは予測がつかないところでもありますし、今のルールが将来の技術や、あるいは市場環境において、従来のルールのつくり方、あるいはNTTの設備がボトルネックだからとかいう観点でルールづくりが行われてきたと思えますけど、それが引き続きそのルールでいいのかというのは、やっぱり将来の市場環境とか技術の進歩の具合にも対応して、不断の見直しといいますか、適宜、ルール面においても見直しは必要ではないかと思えます。つまり、つけ加えていく方向ではなくて、縮小する方向というののもあっていいのかなどは思っています、という感想です。

○山内主査 ありがとうございました。

委員の皆さん、感想をいただきまして、私、今伺っていて感じたことなんですけれども、この電話網移行の議論というのは、新しい次の世代の電気通信なり情報通信なりをつくっていくという非常に大きな仕事であります。その意味で、着手するというので、今回の報告書をまとめていただいて、この内容については、皆さん、そんなに大きな異議はなかったというふうに認識しておりますが、ただ、今までの感想の中で、やはり次をどうするんだということ、より深く、あるいは広く考えなきゃいけないという皆さんのご意見が非常に強く含まれたコメントであったというふうに考えております。

これからもこの議論を続けていくわけでありますから、事務局においては、今のコメントをまさに受け取っていただいて、次の議論の土台を組み立てていただければというふうに思っております。

報告書については、今申し上げたように、特に修正というご意見はなかったというふうに理解しております。したがって、本委員会の報告書につきましては、この案のとおり取りまとめさせていただきます。電気通信事業政策部会に報告させていただきます。

たいというふうに思っております。ありがとうございました。

それでは、最後に事務局から連絡をお願いいたします。

○影井事業政策課補佐　先ほど山内主査のほうからお話をいただきましたとおり、本委員会の本報告書につきましては、次回、1月24日の火曜日に開催を予定しております電気通信事業政策部会に報告をされ、同部会においてご議論をいただくという運びとなっております。

また、本委員会に関する今後の日程等につきましては、別途のご案内とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○山内主査　どうもありがとうございました。

時間的には大幅に、まだ残っておりますけれども、議論が出尽くしたようでございますので、これで本日は閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。

以上